「指定訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業」重要事項説明書

ヘルパーステーション　たんぽぽ

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（島根県指定　第 32713000059 号）

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供をします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

＊当サービスの利用は、介護認定の結果「要介護」および「要支援」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1、　事業者	1
2、　事業所の概要	1,2
3、　事業の目的、事業所の運営方針	2
4、　事業実施地域及び営業時間	2
5、　職員の体制	2,3
6　　職務内容	3
7、　事業所が提供するサービス	3,4
8、　利用料金	4,5
9、　苦情の受付窓口及び虐待防止に関する相談窓口	5,6,7
10、身体拘束の禁止について	7
11、事故発生時の対応について	7
12、業務継続計画（ＢＣＰ）について	7
13、個人情報の使用について	7,8
14、第三者評価の実施について	8
15、ハラスメントに対する対応について	8
16、金銭の取り扱い及び立て替え払いの禁止について	8
17、事業所が行っている他の事業について	8

1、　事業者

(1) 法人名　　社会福祉法人よこた福祉会
(2) 法人所在地　　島根県仁多郡奥出雲町稲原５７番地６
(3) 電話番号（Fax）　　０８５４－５２－２５６７（５２－２５６８）
(4) 代表者氏名　　理事長　北村　千寿
(5) 設立年月日　　昭和６１年７月１８日

2、　事業所の概要

(1) 事業所の種類　　指定訪問介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護事業所

(2) 事業所の名称　ヘルパーステーション　たんぽぽ

(3) 事業所番号　島根県指定　第３２７１３０００５９号

(4) 認可年月日　指定訪問介護事業平成 12 年 4 月 1 日
指定介護予防訪問介護事業平成 25 年 8 月 15 日

(5) 事業所の所在地　島根県仁多郡奥出雲町稲原５７番地６

(6) 電話番号　０８５４－５２－２９４０

(7) ホームページ　http://www.yokota.or.jp

(8) 管理者　氏　名　大島　美春

3、 事業の目的・事業所の運営方針

(1) 目的

指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

(2) 運営方針

在宅で支援や介護を必要とする高齢者や障がい者の一人一人が、個々の有する能力を生かし、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、職員間の意識統一や他事業所及び関係機関との連携を図り、ニーズに沿ったサービスを提供しながら、利用者の自立を支援していく。

4、 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域　仁多郡奥出雲町

(2) 営業日及び営業時間

＜営業日＞　月曜日～金曜日　（ただし土曜、日曜日および 12/30～1/3 に要望があれば状況に応じ対応します。）
サービスに関するお問い合わせは、営業日以外及び提供時間以外の時間は、５２－２５６７までご連絡下さい。

＜サービス提供時間＞　8 時 30 分～17 時 30 分

5、 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	配置人数
1、管理者	１名　従業者・事業の管理
2、サービス提供責任者	１名　訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護の調整・計画の作成・変更・利用者、家族への説明・従業者への技術指導
3、訪問介護員	4名　訪問介護・介護予防訪問介護サービスの提供
（1）介護福祉士	4名
（2）実務者研修終了者	0名
４、事務員	１名　事務等庶務全般

6、職務内容

○訪問介護員が、要介護者・要支援者の自宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の生活援助、生活等に関する相談助言等、その他必要な生活上の支援および介助を行います。

7, 事業所が提供するサービス

＊ご契約者のご家庭に訪問しサービスを提供します。
＊サービス提供の際には、居宅サービス計画（ケアプラン）を踏まえ、ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数を記載した訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護計画を作成します。

＜サービスの概要＞

○身体介護
・食事、排泄、体位交換、衣類着脱、入浴、身体の清潔、洗髪、その他必要な介護について、残存機能を活かしながら援助を行います。
・自立のための見守り的援助として、共に行う調理、洗濯、掃除等（相談、助言、安全に配慮した動作の見守り、意欲引き出し等）を行います。
・管理栄養士の指導を受け、病気に配慮した特段の調理(糖尿病食、腎臓食等)を行います。
○生活援助
・調理、洗濯、居室等の掃除、生活必需品の買い物、その他必要な家事について、支援を行います。
○その他
・日常生活に関する相談助言。関係機関との連絡を行います。

＊当事業所が提供するサービスについては、以下の 2 つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付対象）
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険給付対象外）

＊介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条）については利用者負担割合証に記載された利用者負担割合により、利用料金の通常 9 割又は 8、7 割が介護保険から給付されます。

＊介護保険の給付の対象外となるサービス（介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス）については、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

8，利用料金

（１）利用料金表・・・別紙にて記載しております。

［訪問介護］

＊「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

＊　サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

＊　２名の訪問介護員が共同でサービスを行う必要のある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の２倍をいただきます。

【２名の訪問介護員でサービスを行う場合（例)】

- 体重が重たい方に対する入浴介助等重介護サービスを行う場合
- 暴力行為などが見られる方へのサービスを行う場合

＊　ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供申請書」を交付します。

［介護予防訪問介護］

＊　ご契約者の身体状況等により介護予防訪問介護計画に定めた期日よりご利用が多かった場合、または少なかった場合においても日割り計算での減額、増額はありません。

＊　月ごとの定額制であるため、月の途中からのご利用、中止であっても日割り計算は致しません。ただし以下の場合は例外です。

① 月途中に契約をおこなった場合
② 月途中に要介護から要支援に変更となった場合
③ 月途中から要支援から要介護に変更となった場合
④ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

（２）利用料金のお支払い方法（契約書第８条）

＊　利用料金は、１ヶ月分を一括して月末締めで計算し、翌月１６日に指定の口座から引き落とし

とさせて頂きます。

＊　金融機関及び手数料

山陰合同銀行	手数料：　１件につき５５円
島根県農業協同組合	手数料：　１件につき５５円
ゆうちょ銀行	手数料：　１件につき　０円 （但し、通帳から手数料 10 円が別途ゆうちょ銀行より引き落としされます）
しまね信用金庫	手数料：　１件につき　５円

尚、手数料は契約者様の負担となります。

(3) サービス利用中止に伴う取消料について（契約書第 9 条）

契約者が、サービス利用期日になって利用中止を申し出た場合には、サービス利用料金の１割までの範囲で取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。

9, 苦情の受付窓口及び虐待防止に関する相談窓口について

(1) 当事業に対する苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

氏　　名　　大　島　美　春　　〔職名〕サービス提供責任者

○苦情解決責任者

氏　　名　　高　橋　寛　光　　〔職名〕課長

○総括苦情解決責任者

氏　　名　　梅　木　浩　美　〔職名〕施設長

○受付時間　　月曜日～金曜日
午前８：３０～午後５：３０
（ただし 12 月 30 日～1 月 3 日は除く）

○電話番号　　０８５４－５２－２９４０

よこた福祉会では、より満足していただけるサービスを提供するために、法人独自の第三者委員を設けております。お聞かせいただいた介護サービスに対する不満、不安、要望をもとに、サービスの改善に努めますので、ご遠慮なくご意見をお聞かせ下さい。

氏名	地区名	電話番号
浅山　正美	奥出雲町横田	５２－１２８８

楠　　仁子	奥出雲町大呂	５２－０３２０
吉田　みさ子	奥出雲町大馬木	５３－０３０２

(2) 苦情受付

奥出雲町役場 健康福祉課	所在地　　奥出雲町三成３５８－１ 電話番号・ＦＡＸ　５４－２７８１ 月～金　　８：１５～１７：１５

雲南広域連合	所在地　　雲南市木次町里方１１００－６ 電話番号　０８５４－４７－７３４２ ＦＡＸ　　０８５４－４７－７３４４

島根県国民健康 保険団体連合会	所在地　　島根県松江市学園一丁目７番１４号 電話番号　０８５２－２１－２８１１

島根県運営適正化 委員会	所在地　　島根県松江市東津田町１７４１－３ 電話番号　０８５２－３２－５１９３ ＦＡＸ　　０８５２－３２－５９９４

(3) 虐待防止に関する相談窓口

〇受付窓口（担当者）

氏　　名　　大　島　美　春　　〔職名〕サービス提供責任者

〇虐待防止責任者

氏　　名　　高　橋　寛　光　　〔職名〕課長

〇虐待防止責任者

氏　　名　　梅　木　浩　美　　〔職名〕施設長

〇受付時間　　月曜日～金曜日
午前８：３０～午後５：３０
（ただし 12 月 30 日～1 月 3 日は除く）

〇電話番号　　０８５４－５２－２９４０

よこた福祉会では、「よこた福祉会虐待防止委員会」により規程を定め、職員研修の実施や委員会の定期的開催を行っています。

10, 身体拘束の禁止について

〇利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や利用者の行動を制限する行為はおこないません。
〇緊急やむを得ず身体拘束をおこなう場合には、本人又はご家族に対し内容、理由、期間等について説明し同意を頂きます。
〇「身体拘束廃止委員会」を定期的に開催し、指針の整備や見直し、職員研修を実施しています。

11、事故発生時の対応について

(1) 身体状況急変時
〇事業所の従業者は、指定訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護サービスの提供中にサービスに起因する事故、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、当該利用者の家族への連絡等必要な措置を講ずると共に、管理者に報告します。
〇前項の規定により、報告を受けた管理者は、町（保険者）、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等関係機関に連絡をとると共に、必要な措置を講じます。
〇事業所は、指定訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護サービスを提供するにあたり、あらかじめ利用者の心身の状態を把握すると共に、緊急連絡網を整備しておきます。
(2) 感染症発生時
〇「感染症予防対策委員会」を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策および発生時の対策を整備し、感染症の発生に備えます。感染症の発生を確認した場合、速やかに感染症拡大防止対策を講じ、蔓延の防止に努めます。また、管理者は状況を判断し、必要時には県および市町村、保健所、医療機関への報告を行います。

12, 業務継続画（ＢＣＰ）について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行います。

13、個人情報の使用について（契約書第 13 条）

(1) 事業者及び訪問介護員は、介護サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

(2) 個人情報を使用する場合には、「個人情報の使用に係る同意書」により説明を行ない、利用者や家族の同意をいただきます。

14、第三者評価の実施について

前年度の評価機関での第三者評価の実施は有りません。

15、ハラスメントに対する対応について

当事業所は、ご利用者様への安全でより良い介護サービスの提供と職員が安心して働ける就境を維持するため、利用者様またはご家族等によるカスタマーハラスメント（社会通念上相当な範囲を超えた不当な要求や就業環境を害する行為（具体的な行為は、別紙一覧表のとおり））に対しては、組織として対応を行います。

16、金銭の取り扱い及び立て替え払いの禁止について

(1) 訪問介護員は、利用者及びその家族に対し、金銭の管理・保管（金銭の貸し借り、預貯金、キャッシュカード等）やサービスに伴う代金等の立て替え払いは原則として行いません。
(2) 買い物代行サービスを行う際には、事前に利用者または家族より必要資金をお預かりすることで対応します。

17、事業者が行っている他の事業について

当事業所は、次の事業も併せて実施しています。

介護老人福祉施設	(特別養護老人ホームむらくも苑)
短期入所生活介護	(特別養護老人ホームむらくも苑)
指定通所介護	(ディサービスセンターほのぼの)
地域密着型通所介護事業	(ディサービスセンターにこにこ)
居宅介護支援事業	(よこた福祉会居宅介護支援事業所)
緩和型通所サービス事業	(緩和型通所サービスねむの会)
一般介護予防事業	(短期集中リハビリ)

令和　　年　　月　　日

指定訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所所在地　　仁多郡奥出雲町稲原５７番地６
名称　　ヘルパーステーション　たんぽぽ　　印

説明者職名　　サービス提供責任者　　氏　　名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の説明を受けました。

利用者住所　　島根県仁多郡奥出雲町　　番地

氏　　名　　印

身元引受人住所　　番地

氏　　名　　印

別表　　サービス利用料金表

それぞれのサービスについて、平常時間帯（午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分）での料金は次の通りです。

『　訪問介護　』

時間	20 分～30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上
身体介護	２４４円	３８７円	５６７円 30 分を増す毎にプラス８２円

時間	20 分～45 分未満	45 分以上
生活援助	１７９円	２２０円

＊身体介護に引き続き生活援助を行った場合、20 分から起算して 25 分を増すごとに 65 単位。

＊利用者負担割合が 2 割の場合は、表記の 2 倍の料金となります。

○緊急時加算～利用者及びそのご家族等からの要請を受けて、緊急のサービス提供を行った場合には、通常の利用料金に加え、追加料金として 1 回につき 100 円をいただきます。（ただし、身体介護中心のサービスをご利用の方で、ケアマネージャーが必要と認めた場合に限ります。）

○初回加算～新規利用者に対して初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が同行訪問もしくはサービス提供を行った場合には、サービス利用開始月に限り 200 円が加算されます。

○小規模事業所加算（規模）

所定単位数に加算率 10%を乗じた単位数をいただきます。

○介護職員等処遇改善加算Ⅱロ

一月当たりの総単位数に 26.6%乗じた単位数をいただきます。

○特定事業所加算Ⅱ

所定単位数に加算率 10%を乗じた単位数をいただきます。

『　介護予防訪問介護　』

支給区分	Ⅰ　要支援 1・2 (概ね週一回)	Ⅱ　要支援 1・2 (概ね週二回)	Ⅲ　要支援 2 (概ね週三回)
利用料金 (月額)	１，１７６円	２，３４９円	３，７２７円

○新規利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が同行訪問もしくはサービス提供を行った場合には、サービス利用開始月に限り 200 円が加算されます。

○介護職員等処遇改善加算Ⅱロ

一月当たりの総単位数に 26.6%を乗じた単位数をいただきます。

○小規模事業所加算（規模）

所定単位数に加算率 10%を乗じた単位数をいただきます。